

# 藤沢市議会定例会議案 (第2冊)

2024年(令和6年)12月23日提出

専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

2024年（令和6年）12月23日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定による指定に基づき、損害賠償額の決定を次のとおり専決処分する。

2024年（令和6年）12月12日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

199,115円

2 相手方

藤沢市

3 事案の概要

令和5年6月1日に相手方に対して国民健康保険料の試算をした際、同人が保険料の軽減措置の対象となる会社都合退職をした者であったにもかかわらず、退職事由を確認することなく自己都合退職をした者として試算した保険料を提示し

た結果、同人が国民健康保険より保険料が高額である退職前に加入していた健康保険の任意継続を選択したことにより、国民健康保険料との差額等の損害を与えたもの。

## 参 考

### 地方自治法 抜粋

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### 専決事項の指定について 抜粋

本市議会は、地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項については、市長において専決処分することができるものとして指定する。

#### (専決事項)

1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額について1件100万円以内のもの。  
ただし、交通事故については、自動車損害賠償保障法に定める保険金最高限度額以内において損害賠償の額を定めること。